

公益財団法人
日本バウンドテニス協会
諸謝金に関する規定

公益財団法人日本バウンドテニス協会 諸謝金に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バウンドテニス協会（以下「本会」という。）が依頼する大会運営役員、講師及び試験官等の対価として支払う謝金に関して必要な事項を定める。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本会の常勤役員及び職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講習会講師及び司会等の実施の対価
- (2) 資格認定試験問題の作成、試験官及び採点の対価
- (3) 会議等への出席及び討議実施の対価
- (4) 主催者代表としての大会出席の対価
- (5) 動画撮影モデル
- (6) 研究調査等の作業の対価
- (7) 機関誌、教本等の原稿執筆の対価
- (8) その他

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。

なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、金額を調整することができる。

(領収書の收受)

第5条 謝金を支払った場合には、本会は謝金の支払先から所定の領収書を收受しなければならない。

なお、インターネットバンキングによる支払の場合はこの限りではない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第6条 謝金の支払いに際して、本会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(その他)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

沿 革

令和1年 3月 9日 制定

謝金単価基準表（単位：円）					
	対象者	基準額	上限額	支給単位	備 考
1	講習会講師（実技指導者含）	7,000	24,000	1日あたり	上限は、助成金の規定に準じる
2	講習会助手（実技指導）	5,000	12,000	1日あたり	
3	指導者研修会 講師	12,000	60,000/1日	1時間あたり	JSPO 委託事業の規定に準じる
4	指導者研修会 助手	6,000	6,000	1時間あたり	JSPO 委託事業の規定に準じる
5	指導者研修会 司会者	2,000	2,000	1日あたり	JSPO 委託事業の規定に準じる
6	指導者研修会 パネリスト	3,000	15,000	1時間あたり	上限は、JSPO の規定に準じる
7	認定試験試験官	7,000	10,000/1h	1日あたり	上限は、JSPO の規定に準じる
8	試験官助手	3,000		1日あたり	
9	試験問題作成者		500	1問あたり	上限は、JSPO の規定に準じる
10	試験問題採点者（論述式）		1,000	〃	上限は、JSPO の規定に準じる
11	試験問題採点者（客観式）		300	〃	上限は、JSPO の規定に準じる
12	委員会・会議出席者		5,000	1回あたり	上限は、JSPO の規定に準じる
13	大会運営委員	5,000	7,000	1日あたり	基準額は、現行に 1,000 円増 上限は、助成金の規定に準じる
14	大会協力医師	12,000	30,000	1日あたり	基準額は、現行に 2,000 円増 上限は、JSPO の規定に準じる
15	大会協力看護師/トレーナー	10,000	15,000	1日あたり	上限は、JSPO の規定に準じる
16	動画撮影モデル	10,000		1日あたり	
17	研究調査等の作業		10,000	1日あたり	上限は、JSPO の規定に準じる
18	原稿執筆者		3,000	400 字原稿	上限は、JSPO の規定に準じる
19	臨時雇員		7,000	1日あたり	上限は、JSPO の規定に準じる

※JSPO：公益財団法人日本スポーツ協会

※JSPO 委託事業：公認スポーツ指導者講師競技別全国研修会（指導者研修会）

※助成金：独立行政法人日本スポーツ振興センター（toto/Big）の助成金

※上記謝金単価基準に含まれない謝金が発生した場合は、別途定める。

出張旅費規定については別途定める